

昇推協告示1号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年11月29日

昇仙峡地域活性化推進協議会

会長 樋口 雄一

1 業務名

御嶽昇仙峡 日本遺産フェストの企画運営業務

2 業務概要

令和2年度に「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡 ～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～」が日本遺産に認定され、また、御嶽昇仙峡は2023年3月に国指定名勝100年（1923年3月7日）、国指定特別名勝70年（1953年3月31日指定）の節目を迎え、当エリアの文化的価値はより一層高まっている。こうしたなか本協議会は、これまでに日本遺産関連事業として様々な事業に段階的に取り組み、歴史や文化、自然などについて調査し体系的にまとめたことから、甲府・甲斐市民はもとより、より多くの人々が日本遺産「御嶽昇仙峡」のストーリーに触れることが出来る機会として、本事業を実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあつては、個人住民税の未納がない者。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされて いる者でないこと。
- (6) 他の自治体等において、同種の業務の実績を有する者であること。

5 手続等

甲府市ホームページにて、「公募型プロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)」 「提出書類様式集」 「仕様書」 等の関係書類を公表するので、適宜ダウンロードすること。

参加申込や提出期限及び提出先については、実施要項を参照すること。

6 連絡先

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

昇仙峡地域活性化推進協議会事務局(甲府市産業部産業総室観光課内)

担当 村山、金丸、中矢

TEL 055-237-5702

FAX 055-227-8065

電子メール sangkaka@city.kofu.lg.jp